

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 建築基準法による一団地の区域
……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更
……(都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第一課)……二
- 建築基準法による道路の指定の変更
……(都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第二課)……二
- 建築基準法による道路の指定
……(同)……二
- 建築基準法による道路位置の指定
……(同)……二
- 建築基準法による道路の指定の変更
……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……三
- 建築基準法による一団地の区域
……(同)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除
……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 農用地利用配分計画の縦覧
……(産業労働局農林水産部農業振興課)……四
- 都道の区域変更
……(建設局道路管理部長路政課)……五
- 博物館に相当する施設の指定
……七

- 昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号(東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準)の一部改正
……七

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
……(同)……八
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……九
- 争議行為の予告
……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……一〇

正誤

- 平成二十七年三月三十一日付東京都規則第六十号
……三十一号
- 平成二十七年十一月十六日付東京都告示第六百三十一号
……一〇
- 平成二十七年十二月二日付東京都告示第七百三十二号
……一〇

告示

東京都告示第三百八十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十四日

- 一 組合の名称
西品川一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
東京都知事 外 添 要 一

平成二十五年七月三十一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地点

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川一丁目二番二十九号

五 変更の内容

平成二十五年七月三十一日
事業施行期間を平成三十二年三月三十一日までに延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年三月十四日

東京都告示第三百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
文京区後楽一丁目一番二十四、同番 平成二十八年二月二十六、同番五十二、同番五十四、 月二十四日
同番七十三、同番七十六、同番百十八、同番百三十六から同番百三十八

まで、四番九十七、同番百七、同番百九、同番百三十五、同番百三十七、同番百四十、同番百四十一、同番百四十三から同番百四十五まで、同番百四十八から同番百五十二まで、春日一丁目一番百十、同番百二十九から同番百三十五まで、同番百三十八、同番百三十九及び同番百四十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年二月十五日	東大和市桜が丘二丁目百三十七番五、同番十二、同番十三、百四十三番三及び同番四の各一部	延長 二四一・四七 幅員 八・〇〇

●東京都告示第三百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十八年二月十七日	稲城市大字東長沼字二五五番五、幅員 四・〇〇 一及び同番五の各一部	延長 二八・四〇

●東京都告示第三百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十八年二月十七日	稲城市大字東長沼字二五五番五の幅員 四・〇〇 一部及び同番八地先	延長 二八・三三

●東京都告示第三百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年二月二十日	西東京市向台町三丁目九百七十四番四の一部	延長 一二・三二 幅員 四・〇〇

●東京都告示第三百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

平成二十八年二月五日

清瀬市野塩一丁目百四十四番二地先及び同番二、百四十五番二、百四十七番二、同番三、百四十八番一、同番二、百六十一番四、同番六から同番八まで、百六十二番一、同番四、同番五、百六十三番一及び同番二の各一部

延長
一二九・一九
幅員
四・〇〇

●東京都告示第三百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

小平市花小金井南町一丁目八百九十番十七の一部、同番五十三、同番五十四及び九百五十九番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第三百九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百三十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十四日

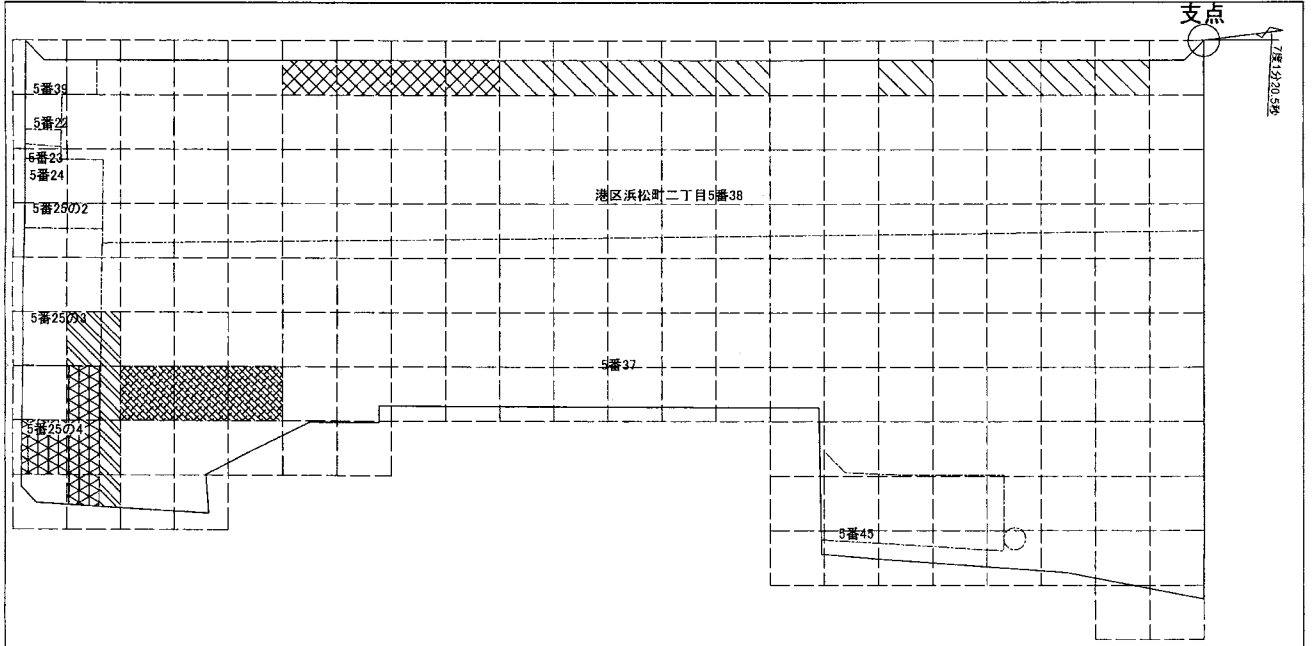
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- : 筆界
- - -: 単位区画
- ////: 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- ||||: 指定を解除する区域
(平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)
- ||||: 指定を解除する区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)
- ////: 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- ||||: 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。
 【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百九十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は 名称	住所	所在地	面積(平方 メートル)
石井 伸一	東京都八丈町三根四千八百九十六番地一	東京都八丈町中之郷二千九百六十一番一の一	一、六五〇
田村 義男	東京都八丈町大賀郷三千五百十六番地二	東京都八丈町大賀郷一千八百二十九番一の一 部ほか二筆	六、〇〇〇

二 申請年月日

平成二十八年二月二十六日

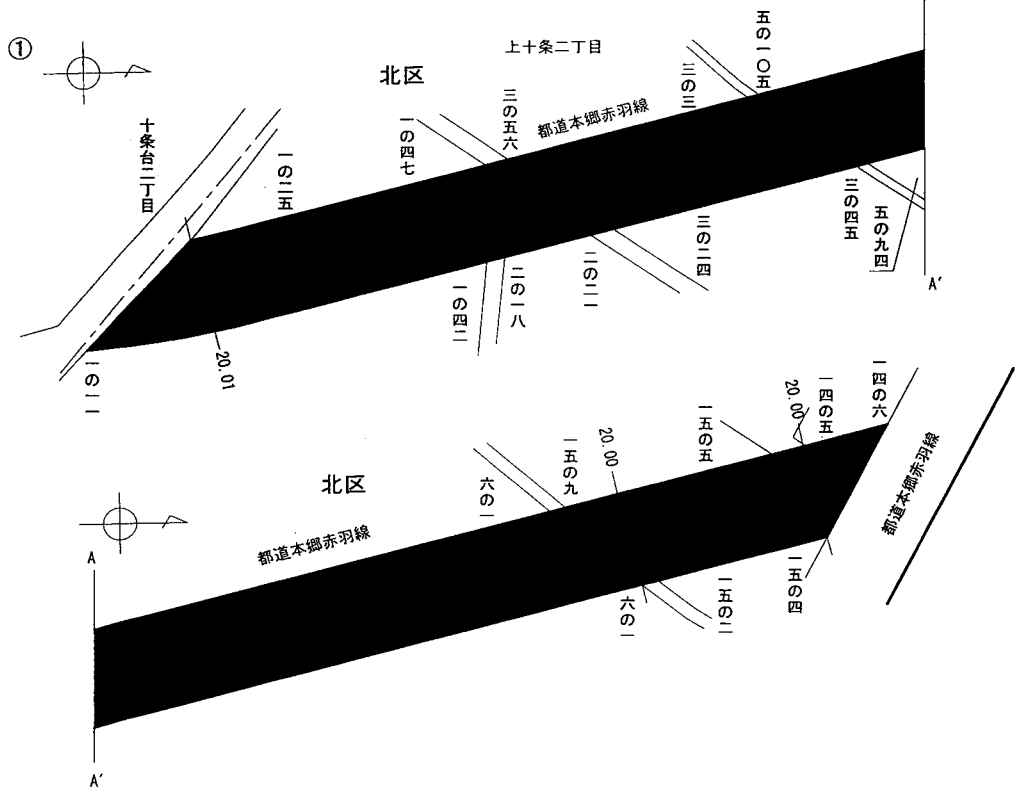
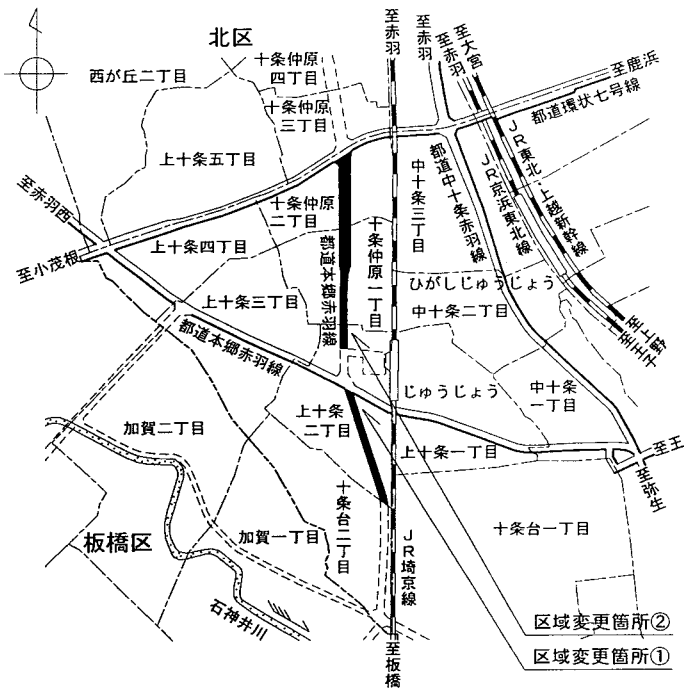
三 縦覧場所

別図

都道本郷赤羽線区域変更略図

北区上十条二丁目、十条仲原二丁目

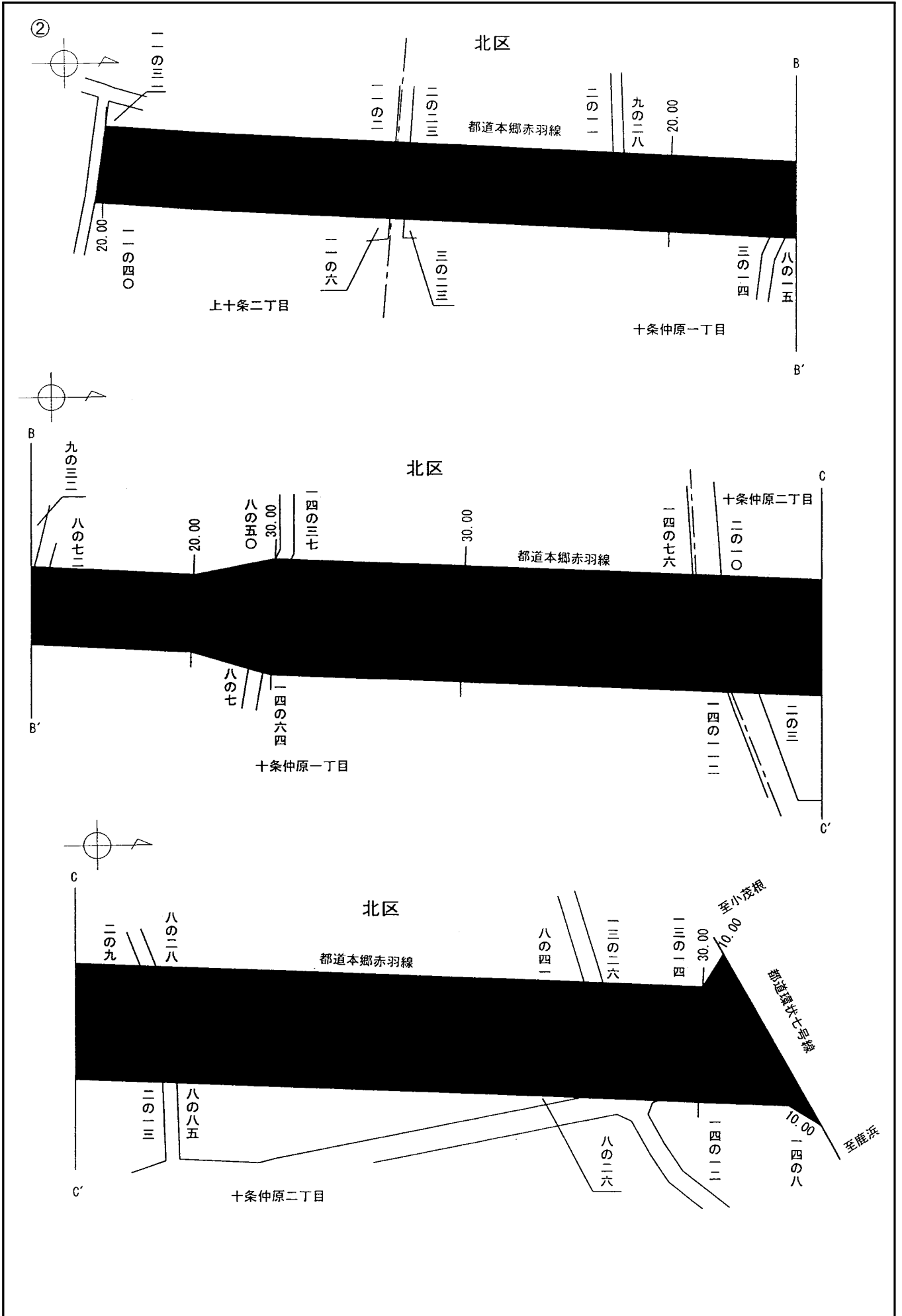
延長 九二一・七四メートル
 面積 二一、〇九八・四五平方メートル
 都道
 特別区道
 編入区域
 計画線



- 四 東京都産業労働局農林水産部農業振興課
縦覧期間
平成二十八年三月十四日から平成二十八年三月二十八日まで
- 五 意見書の提出先
東京都産業労働局農林水産部農業振興課

●東京都告示第三百九十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十八年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十四日

- 一 路線名 東京都知事 舛 添 要 一
本郷赤羽
- 二 変更の区間 北区上十条二丁目一番十一地内から同区十条仲原二丁目十四番八地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により、明治大学博物館を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

平成二十八年三月十四日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 学校法人明治大学
千代田区神田駿河台一丁目一番地一、二
- 二 施設の名称 明治大学博物館
- 三 施設の所在地 千代田区神田駿河台一丁目三番地四、三番地五、三番地六
- 四 指定年月日 平成二十八年三月十四日
- 五 指定番号 第六十一号

●東京都教育委員会告示第十号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十四日

東京都教育委員会

題名を次のように改める。

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準

「の小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東
- 三 代表者の氏名 阿河 真人
- 四 主たる事務所の所在地 東京都江東区東砂二丁目十五番八一四〇三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として都市の中での自然と人の共存を考え、環境の保全・教育・調査と持続可能な社会のための教育・啓発、ならびにこれらに関する調査と仕組みづくりなどの事業を行い、私たちの住む

地球の豊かな自然環境を次の世代に手渡すとともに、地域社会に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日 平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人えがおさんさん

三 代表者の氏名 松尾 陽子

四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場一丁目二十五番三十六号

三〇 C タイオーインターナショナルビルディング

五 定款に記載された目的

この法人は、障害や病気のある、及び医療的ケアを必要とする障害児・者ならびにその家族に対して、地域で共に生活し、地域との交流や世代間の交流を図りながら、心身ともに豊かに生活できる場づくりを目指した事業を行い、また、子育て、家族支援等の福祉の増進を通して、社会一般の利益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日 平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

三 代表者の氏名 久我 弘典

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町十番八号 株式会社メセナトラベルネットワーク内

五 定款に記載された目的

この法人は、精神科医療に携わる日本各地、世界各国の若手精神科医の学術的発展と交流、社会への啓発活動を通し、質の高い精神科医療を日本各地、世界各国に普及させることにより、精神疾患を抱える人びとやその家族、地域の人びとが安心して生活できる世の中をつくることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Train Medical Trainers of Percutaneous Coronary Intervention Institute

三 代表者の氏名

村松 俊哉

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区江古田三丁目十五番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、心臓血管病の治療方法である経皮的冠動脈形成術(PCI)治療の実践的な教育・研究及び普及に関する事業を行うことにより、医療の増進を図り、全ての心臓・血管病患者の健康回復に寄与すること、また、医療発展途上国と医療先進国との医療デバインドを少

なくすることにより、グローバルな医療発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杉並で能楽を楽しむ会

三 代表者の氏名

田木 千城夫

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高井戸東四丁目十三番十五号 アーデル

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の一般市民を対象に、日本の伝統芸術『能楽』に関する種々の事業を行うことにより、文化芸術意識の向上、地域社会の発展と子供の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人父母・祖父母代わりの会東京

三 代表者の氏名

横手 昭道

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区下落合二丁目十四番二十五号 アプリコ

五 定款に記載された目的

ットハウス一階

この法人は、貧困子供を対象に父母・祖父母代わりとなって、貧困子供の高校、大学進学に向けて学費及び入学金等を支援する事業を行い、真の豊かな社会造りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢の地図

三 代表者の氏名

富田 徳昭

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区大井三丁目二十七番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、障害児、その家族が住みなれた地域で、安心して生活できるような地域社会の育成を目指すため、目の前の困っている人をみんなでできることから支えてゆこうという精神で、地域住民参加型の支援事業を行い、これにより豊かな地域社会を創る活動に貢献してゆくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わらアート J A P A N

三 代表者の氏名

宮島 慎吾

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町三丁目五番地 麹町シルクビル8

F

五 定款に記載された目的

この法人は、各地で「わらアート」の制作を推進するための組織で、稲作農業で生まれる稲わらを使用することとはもとより、麦わらや茅、その他それぞれの地域で生育する生物資源を材料として活用し、造形物を作成することを目的とする。その際、地域住民と法人メンバーが共に協力して制作を行い、濃密な交流を経ながら完成時には参加者全員で達成感を味わい、絆を深める。完成後には、多くの来場者、特に子供達を惹きつける存在として、他のイベントや物販とも関わり合いながら地域の活性化に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人国立人文研究所

三 代表者の氏名

大河内 泰樹

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市中二丁目一番地 一橋大学国立宿舍RC

一四〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、人文学の振興のための教室の開講、講演会やイベントの開催などの事業を通じて、人文学の普及と学術的發展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人糊代 norishiro

三 代表者の氏名

堀内 梨絵

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市三ツ藤一丁目四十二番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉の思想をもとに、年齢や障害の有無に関係なく多世代を対象として個人を尊重したアートの創作活動を支援し、ワークショップの事業化を図り常にアート創作活動が行なわれている環境作りの提供によって地域社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Science and Art

三 代表者の氏名

萩谷 宏

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上用賀五丁目十一番十八号 上用賀第三パークホームズA-130-1

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、自然科学教育に関する事業を行い、自然科学の理解を深め、自ら自然科学について考える社会の実現、ひいては災害の防止や環境の保全に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十八年三月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 恵比寿駅前西口開発ビル

イ 店舗所在地 渋谷区恵比寿南一丁目六番一ほか

ウ 設置者名 株式会社アトリウム

(二)ア 店舗名 銀座五丁目再開発計画

イ	店舗所在地	中央区銀座五丁目一番一ほか
ウ	設置者名	サッポロ不動産開発株式会社ほか一名
(三)ア	店舗名	(仮称)京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業施設建築物
イ	店舗所在地	中央区京橋二丁目二番二十七
ウ	設置者名	京橋二丁目西地区市街地再開発組合
(四)ア	店舗名	東京ガーデントラス
イ	店舗所在地	千代田区紀尾井町一番地二ほか
ウ	設置者名	株式会社西武プロパティーズ
(五)ア	店舗名	(仮称)オーケー北八王子高倉町店
イ	店舗所在地	八王子市高倉町七番二号
ウ	設置者名	オーケー店舗保有株式会社
(六)ア	店舗名	(仮称)金町I計画商業棟
イ	店舗所在地	葛飾区新宿六丁目二千四百番二十六
ウ	設置者名	住友不動産株式会社
(七)ア	店舗名	ライフコア小豆沢
イ	店舗所在地	板橋区小豆沢二丁目四番八一〇一 号
ウ	設置者名	N R E G 東芝不動産株式会社
(八)ア	店舗名	高島平団地2-133-1号棟
イ	店舗所在地	板橋区高島平二丁目三十三番一号
ウ	設置者名	独立行政法人都市再生機構
(九)ア	店舗名	西武渋谷店
イ	店舗所在地	渋谷区宇田川町二十一番一号ほか
ウ	設置者名	松竹映画劇場株式会社ほか二名
(十)ア	店舗名	コモディイイダ幸町店
イ	店舗所在地	板橋区幸町二十二番一号
ウ	設置者名	株式会社コモディイイダ

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(十)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

四 縦覧期間

平成二十八年三月十四日から同年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

第一輸送株式会社代表取締役五十嵐和代から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月一日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労、公共サービス清掃労働組合第一支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

第一輸送株式会社 足立区加賀一丁目十二番九号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第六十号

ページ一段一行 誤 正

増刊33 一六 上 一三 附則中第二項から第四項までを削る。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

○平成二十七年十一月十六日付東京都告示第千六百三十一号

ページ一段一行 誤 正

三 上 後から 三 同区赤羽西一丁目四百二十九番一地内 同区赤羽西一丁目四百九十二番一地内

○平成二十七年十二月二日付東京都告示第千七百三十二号

ページ一段一行 誤 正

二 中 後から 三 同市大字坂浜字十号千百八十五番一地内 同市大字平尾字十号千百八十五番一地内

行 東 京 都 本 号
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
定 価 一 箇 月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 〇三(三三二二)一一一一(代)
電話 〇三(三三二二)一一一一(代)

三〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 〇三(三三二二)一一一一(代)
郵便番号 113-0001